100-316

問題文

塩酸(塩化水素35%含有)は毒物劇物取締法により劇物に指定されている。毒物、劇物の取扱いについて正しいのはどれか。2つ選べ。

- 1. 薬局開設者は、特段の申し出がない限り、毒物劇物営業者とみなされる。
- 2. 毒物又は劇物の販売業の登録には、一般販売業、農業用品目販売業及び特定品目販売業の3種がある。
- 3. 毒物劇物営業者は、毒物を貯蔵する場所に、「医薬用外」及び「毒物」の文字を表示しなければならない。
- 4. 毒物劇物営業者は、20歳未満の者に、毒物又は劇物を交付してはならない。
- 5. 毒物劇物営業者における販売又は授与にかかる書面の保存義務期間は、2年間である。

解答

問316:1,3問317:2,3

解説

問316

選択肢1は、正しい記述です。

揮発性があり、吸入すると有害です。そのため、換気の良い場所か、屋外でのみ使用するよう注意書きがあり ます。

選択肢 2 ですが

塩酸は強酸なので、塩素系漂白剤と混ぜると酸化還元反応により、塩素が発生して危険です。よって、選択肢 2 は誤りです。

選択肢 3 は、正しい記述です。

選択肢 4 ですが

皮膚に付着した場合は、ただちに流水/シャワーで洗い流します。アルカリで中和するわけでは、ありません。 よって、選択肢 4 は誤りです。

以上より、正解は 1.3 です。

問317

選択肢1ですが

毒物・劇物の販売を行うためには販売業の登録が必要です。開設と同時に、みなされるわけではありません。 よって、選択肢 1 は誤りです。

選択肢 2 は、正しい選択肢です。

一般販売業で登録すれば、全ての毒物・劇物を扱うことができます。

選択肢 3 は、正しい選択肢です。

選択肢 4 ですが

18歳未満への毒物・劇物の交付は、できません。20歳未満では、ありません。よって、選択肢 4 は誤りです。

選択肢 5 ですが

書面保存期間は、 5 年間です。2 年間では、ありません。よって、選択肢 5 は誤りです。

以上より、正解は 2,3 です。

参考)